令和８年度西予市保育料徴収金基準額表（保育標準時間）

西予市の階層区分				徴収金額(月額)		国の階層区分
				満3歳未満	満3歳以上	
第1		生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円	第1
第2	1	市民税非課税世帯	母子世帯等	0円	0円	第2
	2		その他世帯	0円	0円	
第3	1	市民税均等割課税世帯		12,400円	0円	第3
	2	市民税所得割24,300円未満		14,000円	0円	
	3	市民税所得割48,600円未満		15,600円	0円	
第4	1	市民税所得割64,700円未満		19,200円	0円	第4
	2	市民税所得割80,800円未満		21,600円	0円	
	3	市民税所得割97,000円未満		24,000円	0円	
第5	1	市民税所得割121,000円未満		28,400円	0円	第5
	2	市民税所得割145,000円未満		32,000円	0円	
	3	市民税所得割169,000円未満		35,600円	0円	
第6	1	市民税所得割213,000円未満		39,000円	0円	第6
	2	市民税所得割257,000円未満		43,900円	0円	
	3	市民税所得割301,000円未満		48,800円	0円	
第7		市民税所得割301,000円以上		51,200円	0円	第7
						第8

母子等	一般
3-1	3-4
3-2	3-5
3-3	3-6

（注）

1　階層区分については、4月から8月分徴収金基準額（保育料）は前年度分、9月から翌年3月分徴収金基準額(保育料)は当年度分の市民税課税状況を基とする。

2　保育料算定上の市民税所得割は、住宅取得・寄付金税額・配当・外国税額等の各控除・特別減税等をする前の所得割とする。

3　第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所 、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、または児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第１欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第２欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。

第1欄	第2欄
ア　上記3に掲げる施設を利用している就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	徴収基準額に定める額
イ　上記3に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	徴収基準額表×0.5
ウ　上記3に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	0円

（注）　10円未満の端数は切り捨てる。

令和８年度西予市保育料徴収金基準額表（保育短時間）

西予市の階層区分				徴収金額(月額)		国の階層区分		
				満3歳未満	満3歳以上			
第1		生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円	第1		
第2	1	市民税非課税世帯	母子世帯等	0円	0円	第2		
	2		その他世帯	0円	0円			
第3	1	市民税均等割課税世帯		12,300円	0円	第3	3-1	3-4
	2	市民税所得割24,300円未満		13,800円	0円		3-2	3-5
	3	市民税所得割48,600円未満		15,400円	0円		3-3	3-6
第4	1	市民税所得割64,700円未満		18,900円	0円	第4		
	2	市民税所得割80,800円未満		21,300円	0円			
	3	市民税所得割97,000円未満		23,600円	0円			
第5	1	市民税所得割121,000円未満		28,000円	0円	第5		
	2	市民税所得割145,000円未満		31,600円	0円			
	3	市民税所得割169,000円未満		35,100円	0円			
第6	1	市民税所得割213,000円未満		38,400円	0円	第6		
	2	市民税所得割257,000円未満		43,200円	0円			
	3	市民税所得割301,000円未満		48,000円	0円			
第7		市民税所得割301,000円以上		50,400円	0円	第7		
						第8		

（注）

1　階層区分については、4月から8月分徴収金基準額（保育料）は前年度分、9月から翌年3月分徴収金基準額(保育料)は当年度分の市民税課税状況を基とする。

2　保育料算定上の市民税所得割は、住宅取得・寄付金税額・配当・外国税額等の各控除・特別減税等をする前の所得割とする。

3　第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所 、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、または児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。

第1欄	第2欄
ア　上記3に掲げる施設を利用している就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	徴収基準額に定める額
イ　上記3に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	徴収基準額表×0.5
ウ　上記3に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	0円

（注）　10円未満の端数は切り捨てる。